

北本市議会 議会報告会（第 38 回） 次第

令和 5 年 10 月 28 日(土)

午後 2 時 00 分から 勤労福祉センター

【司会進行】 広報広聴副委員長

1 開 会

2 あいさつ 議 長

3 議会報告会の進め方について 広報広聴委員長

4 【第 1 部】 定例会の報告

(1) 令和 5 年第 3 回定例会の報告

ア 先議議案等の審議概要 議会運営正副委員長

イ 委員会付託議案の審議概要

▷ 予算決算常任委員会の審議概要 予算決算常任正副委員長

▷ 総務文教常任委員会の審議概要 総務文教常任正副委員長

▷ 建設経済常任委員会の審議概要 建設経済常任正副委員長

ウ 議員提出議案の審議概要 議会運営正副委員長

(2) その他

(3) 質疑応答

5 【第 2 部】 意見交換会

6 閉 会

議案の概要

議案 番号	件 名	要 旨
5 1	令和4年度北本市一般会計 歳入歳出決算の認定について (各部課)	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 歳入決算額 254億3,936万1,828円</p> <p>(2) 歳出決算額 239億4,025万3,272円</p> <p>2 内容 歳入歳出差引額は14億9,910万8,556円となり、このうち2億5,154万3,000円を繰越明許費として、翌年度へ繰り越す財源としたことから、12億4,756万5,556円を決算剰余金として令和5年度に繰り越した。</p>
5 2	令和4年度北本市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について (健康推進部保険年金課)	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 歳入決算額 10億6,278万6,897円</p> <p>(2) 歳出決算額 10億3,372万5,397円</p> <p>2 内容 歳入歳出差引額2,906万1,500円を決算剰余金として令和5年度に繰り越した。</p>
5 3	令和4年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について (都市整備部久保土地区画整理事務所)	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 歳入決算額 4億3,628万2,117円</p> <p>(2) 歳出決算額 4億1,029万3,726円</p> <p>2 内容 歳入歳出差引額2,598万8,391円を決算剰余金として令和5年度に繰り越した。</p>
5 4	令和4年度北本市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 歳入決算額 67億6,495万8,194円</p>

	(健康推進部保険年金課)	<p>(2) 歳出決算額 65億7,178万6,506円</p> <p>2 内容 歳入歳出差引額1億9,317万1,688円を決算剰余金として令和5年度に繰り越した。</p>
55	令和4年度北本市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について (健康推進部高齢介護課)	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 歳入決算額 54億429万8,047円</p> <p>(2) 歳出決算額 50億8,493万4,959円</p> <p>2 内容 歳入歳出差引額3億1,936万3,088円を決算剰余金として令和5年度に繰り越した。</p>
56	令和4年度埼玉県央広域公平委員会特別会計歳入歳出決算の認定について (埼玉県央広域公平委員会)	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 歳入決算額 66万4,422円</p> <p>(2) 歳出決算額 18万2,596円</p> <p>2 内容 歳入歳出差引額48万1,826円を決算剰余金として令和5年度に繰り越した。</p>
57	令和4年度北本市公共下水道事業会計決算の認定について (都市整備部建設課)	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 収益的収入及び支出決算額</p> <p>ア 下水道事業収益 10億4,391万3,284円</p> <p>イ 下水道事業費用 9億5,830万1,140円</p> <p>(2) 資本的収入及び支出決算額</p> <p>ア 下水道事業資本的収入 2億8,570万5,270円</p> <p>イ 下水道事業資本的支出 6億3,167万5,088円</p> <p>2 内容 当年度純利益は6,820万8,912円となった。</p>

5 8	北本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について (政策推進部政策推進課、福祉部共生福祉課)	<p>1 趣旨 行政運営の効率化及び市民の利便性の向上を図るため、新たに個人番号を利用等することができる事務を追加するもの</p> <p>2 内容 個人番号を利用等することができる事務の追加 (別表第1・別表第2)</p> <p>3 施行期日 令和6年3月1日</p>
5 9	北本市印鑑条例の一部改正について (市民経済部市民課)	<p>1 趣旨 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、多機能端末において、移動端末設備を用いた印鑑登録証明書の交付申請を可能とするもの</p> <p>2 内容 (1) 移動端末設備を用いた印鑑登録証明書の交付申請を可能とするもの (第10条) (2) 規定の整備 (第10条)</p> <p>3 施行期日 規則で定める日</p>
6 0	北本市土地開発公社の解散について (政策推進部財政課)	北本市土地開発公社の解散について、議会の議決を求めるもの
6 1	北本地区衛生組合の規約の変更及び財産処分について (市民経済部環境課)	令和6年3月31日をもって北本地区衛生組合から久喜市が脱退し、令和6年4月1日から同組合に宮代町が加入することとし、同組合規約の変更並びに財産処分について、議会の議決を求めるもの
6 2	市道の路線の廃止について (都市整備部建設課)	<p>1 趣旨 隣接する土地を所有する者からの買取りの申出に伴い、路線を廃止するもの</p>

		<p>2 内容</p> <p>市道1097号線</p> <p>L = 24.43m</p> <p>W = 1.85m</p>
63	<p>令和4年度北本市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について</p> <p>(都市整備部建設課)</p>	<p>令和4年度北本市公共下水道事業会計未処分利益剰余金の一部を減債積立金に積み立てること等について、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるもの</p>
64	<p>固定資産評価審査委員会委員の選任について</p> <p>(政策推進部市長公室)</p>	<p>現委員の山崎秀秋氏の任期満了に伴い、引き続き同氏を選任するため議会の同意を求めるもの</p>
65	<p>令和5年度北本市一般会計補正予算(第4号)</p> <p>(教育部生涯学習課)</p>	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額</p> <p>242億9,938万6千円</p> <p>(2) 補正後の額</p> <p>242億9,938万6千円</p> <p>歳入歳出総額に変更なし</p> <p>2 内容</p> <p>繰越明許費について、市民活動交流センター整備事業に係る所要額を翌年度に繰り越すもの</p>
66	<p>令和5年度北本市一般会計補正予算(第5号)</p> <p>(各部課)</p>	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額</p> <p>242億9,938万6千円</p> <p>(2) 補正後の額</p> <p>251億8,728万円</p> <p>歳入歳出それぞれ8億8,789万4千円を追加</p> <p>2 内容</p> <p>歳出については、新たな事務事業費の計上に伴う所要額の補正等を行い、歳入については、地方特例交付金及び普通交付税の確定に伴う所要額を補正し、令和4年度歳入歳出の確定に伴う繰越金の所要額の補正等を行うとともに、財</p>

		政調整基金繰入金を減額し、補正予算収支の均衡を図った。
67	令和5年度北本市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) (健康推進部保険年金課)	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 11億4,580万円</p> <p>(2) 補正後の額 11億7,486万円 歳入歳出それぞれ2,906万円を追加</p> <p>2 内容</p> <p>歳出については、後期高齢者医療広域連合納付金を増額し、歳入については、令和4年度歳入歳出の確定に伴う繰越金の所要額の補正を行い、補正予算収支の均衡を図った。</p>
68	令和5年度北本都市計画事業久保特定土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号) (都市整備部久保土地区画整理事務所)	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 6億8,386万2千円</p> <p>(2) 補正後の額 6億8,386万2千円 歳入予算の補正のみ。歳入歳出総額に変更なし</p> <p>2 内容</p> <p>令和4年度歳入歳出の確定に伴う繰越金の所要額の補正を行うとともに、一般会計繰入金を減額し、補正予算収支の均衡を図った。</p>
69	令和5年度北本市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) (健康推進部保険年金課)	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 63億5,860万円</p> <p>(2) 補正後の額 63億9,726万4千円 歳入歳出それぞれ3,866万4千円を追加</p> <p>2 内容</p> <p>歳出については、産前産後保険</p>

		<p>税免除制度の対応に伴うシステム改修に要する経費を計上するとともに、国民健康保険財政調整基金積立金を増額し、歳入については、令和4年度歳入歳出の確定に伴う繰越金の所要額の補正等を行うとともに、国民健康保険財政調整基金繰入金を減額し、補正予算収支の均衡を図った。</p>
70	<p>令和5年度北本市介護保険特別会計補正予算（第1号） （健康推進部高齢介護課）</p>	<p>1 趣旨</p> <p>(1) 補正前の額 58億8,340万円</p> <p>(2) 補正後の額 60億6,569万4千円 歳入歳出それぞれ1億8,229万4千円を追加</p> <p>2 内容</p> <p>歳出については、事業費の確定に伴う所要額の補正を行うとともに、保険給付費支払基金積立金を増額し、歳入については、令和4年度歳入歳出の確定に伴う繰越金の所要額の補正等を行うとともに、保険給付費支払基金繰入金を減額し、補正予算収支の均衡を図った。</p>

報告の概要

報告 番号	件 名	要 旨
9	専決処分の報告について (北本市災害派遣手当等の 支給に関する条例の一部改 正について) (市民経済部くらし安全課)	1 概要 新型インフルエンザ等対策特別 措置法の一部改正に伴い当然に必 要とされる規定の整備について、 地方自治法第180条第1項の規 定により専決処分したので、同条 第2項の規定により報告するもの 2 専決処分の日 令和5年7月28日
10	令和4年度北本市財政の健 全化判断比率の報告につい て (政策推進部財政課)	令和4年度北本市財政の健全化判 断比率について、地方公共団体の財 政の健全化に関する法律第3条第1 項の規定により、監査委員の意見を 付けて報告するもの
11	令和4年度北本市公営企業 の資金不足比率の報告につ いて (都市整備部建設課)	令和4年度北本市公営企業の資金 不足比率について、地方公共団体の 財政の健全化に関する法律第22条 第1項の規定により、監査委員の意 見を付けて報告するもの

令和5年第3回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第2号
受 理 年 月 日	令和5年8月15日
件 名	北本総合公園テニスコートの改修に関する請願
請願者の住所 及び氏名	北本市深井2-102-1-509 北本市テニス協会会長 雁木 靖 外6名
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	保角美代

【請願趣旨】

北本総合公園内テニスコートは9面あり、オムニコート5面、クレイコート4面の合計9面で整備されています。

平成27年に現在のオムニコートが整備されましたが、クレイコートは状態が悪く、北本市テニス協会会員がクレイコートを利用した際、白線につまづき転倒・骨折した人や肉離れを起こした人などがいて、危険な状態です。

また、前日に雨が降った場合、オムニコートは使用できますが、クレイコートは使用できないことがあり、北本市テニス協会が主催する大会日程においても、前日が雨天の場合、クレイコートが使用できず、大会運営上でも大変問題があります。

埼玉県テニス協会の南部郡市テニス協会の大会会場は、基本的には参加する各市の持ち回りでの開催に協力してほしいとの要請がありますが、北本市の現状では、コートの違いで参加者に不平等が生じる恐れがあることから対応できない状況となっています。全面をオムニコートに整備することで、南部郡市大会の会場としても使用可能になると考えています。

利用者が安心安全にテニスをすることができるようテニスコートの改修を行い、北本市のテニス愛好者の利便性を高めていただくとともに、広域的なスポーツ振興、活動の発展に寄与していただきたく、次のとおり請願いたします。

【請願事項】

- 1 北本総合公園テニスコートについて、A・B・C・D面をクレイコートからオムニコートに改修整備すること。
- 2 改修整備するまでの間、利用者が安心安全にプレーできるよう、現状のクレイコートに必要な安全対策を講じるなど、適正な管理に努めること。

令和5年第3回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第3号
受 理 年 月 日	令和5年8月15日
件 名	北本総合公園内トイレの洋式化に関する請願
請願者の住所 及び氏名	北本市東間5-90-1-1410 高橋典久 外95名
請願の趣旨	別記のとおり
紹介議員氏名	保角美代

【請願趣旨】

北本総合公園内のトイレは、管理棟南側、多目的グラウンドの西側と東側に整備されています。現在、洋式トイレは管理棟南側の多目的トイレと女子トイレの2つのみで、他は全て和式トイレです。総合公園内は、野球やサッカー、ゲートボール、テニス、ウォーキングやランニング、親子連れで遊びに来ている人々で賑わいを見せています。また、時にはイベントが開かれてたくさんの来園者を迎えています。

そのような中で、公園利用者が使用するトイレが和式ばかりで洋式が2つのみでは、北本総合公園の価値を下げてしまうのではないかと懸念しているところです。野球は今後公式野球場として公式試合なども行われると思いますし、その他イベントなどで市民や市外からの来園者もトイレ使用の際に不便を感じることを思います。

また、公園利用者には高齢者も多く、和式トイレを使用するには苦痛が伴わないか心配です。公園でスポーツしたり遊んだりしている子どもたちも、自宅は洋式トイレだと思いますので、和式トイレの使用方法も分からないのではと懸念しています。近隣他市の公園内のトイレは洋式トイレ化が進んでいて、オストメイトを整備している公園もあります。

今後、野球場を整備して公式野球試合が行われるようになると思いますが、公式野球試合で来園者が増える中、トイレの整備は喫緊の課題だと考えます。

以上のことから、次のとおり請願いたします。

【請願事項】

- 1 一日も早く和式トイレを洋式トイレに整備すること。

令和5年第3回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第4号
受 理 年 月 日	令和5年8月16日
件 名	学校給食費の完全無償化を求める請願
請願者の住所 及び氏名	北本市東間7-42-6 若 林 美喜子 外1548名
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	湯 沢 美 恵、毛 呂 一 夫、小久保博雅、中村洋子

【請願趣旨】

「会」で取り組んできた「学校給食費の完全無償化を求める請願」を9月市議会に提出すべく準備をすすめてきました。

この間に北本市では、2023年4月から6か月間の小学校、中学校の給食費の無償化が実現。更に6月議会では、5か月分の給食費の無償化が全議員の賛成で可決。今年度を通しての無償化が実現したこと、感謝申し上げます。

小学校、中学校の給食費の無償化が継続して実施され、すべての子どもたちが健康に安心して学校で過ごすことができるようにと、強く望んでいます。

【請願事項】

- 1 小学校、中学校（市外の学校に通う児童生徒も含む）給食費を完全無償にすること。
- 2 国・県に対して小学校、中学校給食費の完全無償化をおこなうよう働きかけること。

令和5年第3回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第5号
受 理 年 月 日	令和5年8月17日
件 名	西後保護地区周辺の緑地の保全を求める請願
請願者の住所 及び氏名	北本市緑4-259 白川容子 外921名
請願の趣旨	別記のとおり
紹介議員氏名	桜井 卓

【請願趣旨】

西後保護地区（南小学校前の雑木林）は、北本の大きな魅力である“雑木林のある街北本”のシンボルとして50年以上にわたり、近隣住民や近くの小学校・幼稚園・保育園の子どもたちが四季折々自然に親しむ場所として利用している雑木林です。南小通りに面した住宅地にあり、まさに“雑木林のあるまち北本”にふさわしいオアシスです。北本雑木林の会としても、発足当初から約30年にわたり地主さんに代わってごみ拾いや生い茂ったアズマネザサなどの下草刈りをしており、とりわけ親しみのある大切な雑木林です。

北本市は、西後地区と高尾阿弥陀堂地区の2か所を保護地区として指定しており、北本市緑の基本計画では「今後も指定を継続し積極的な維持管理を進めます」としています。しかし実際には、5年ごとの指定の更新の度に一部解除が進んでいます。昭和53年に西後地区が指定された時には約1.1ヘクタールありましたが、今年7月末にも更新を期に一部が解除され、0.19ヘクタールまで縮小しました。地主さんにとっても苦渋の決断だったそうですが、今後さらなる開発が進み、貴重な雑木林が失われてしまうことが懸念されます。

このままでは北本の貴重な雑木林が消滅してしまいます。今までどおり私たち市民みんなの癒しの場、憩いの場、自然学習の場、そして非常時の避難の場として、さらには環境の面からも大切な働きをしている雑木林を現状の姿で残すことは、未来の市民にとっても大変有意義であることから、以下のとおり請願いたします。

【請願事項】

1 西後保護地区及びその周辺に残っている雑木林について、公有地化するなど、将来にわたって確実に保全すること。

委提第4号

学校給食費の無償化を求める意見書

会議規則第14条第2項の規定により、学校給食費の無償化を求める意見書を次のとおり提出する。

令和5年9月26日 提出

提出者 総務文教常任委員長 諏訪 幸 男

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様

学校給食費の無償化を求める意見書

令和2年度の内閣府 子ども・子育て本部の「少子化社会に関する国際意識調査報告書」によれば、育児を支援する施策として何が重要かという質問に、日本では、「教育費の支援、軽減」が69.7%と最も高くなっています。

日本国憲法第26条第2項では「義務教育は、これを無償とする。」と定めていますが、教材費や修学旅行費などは実費、学校給食法に保護者の負担と定められている学校給食費は家計に重いものとなっています。

現在、歯止めのきかない少子化と子どもの貧困が問題となっており、様々な物価の高騰が子育て世帯の家計を直撃しています。このような社会経済状況のもと、全国の自治体では、子育て支援や少子化対策、経済支援として、また「食育」として、学校給食費を無償にする動きが広がっており、埼玉県においても多くの自治体が国の交付金などを活用し、学校給食費の無償化に踏み出しています。北本市においても、令和5年度の学校給食費の完全無償化が実現しています。しかしながら、無償化の継続には、食材料費の高騰などによって自治体財政を圧迫し、将来にわたり大きな負担になることが懸念されます。

内閣府の平成28年第3回経済財政諮問会議において、子ども・子育て世帯の支援拡充として学校給食費の無償化が打ち出されています。保護者負担の原則を定める学校給食法の見直しを行い、国の責任において、全ての地方自治体が学校給食費の無償化を実施できるよう、財政措置を講じるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣府特命担当大臣

議提第8号

建築物石綿含有建材の事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める意見書

会議規則第14条の規定により、建築物石綿含有建材の事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める意見書を次のとおり提出する。

令和5年9月26日 提出

提出者	北本市議会議員	村田裕子
賛成者	北本市議会議員	金森すみ子
賛成者	北本市議会議員	毛呂一夫
賛成者	北本市議会議員	小久保博雅
賛成者	北本市議会議員	工藤日出夫
賛成者	北本市議会議員	岡村有正
賛成者	北本市議会議員	湯沢美恵
賛成者	北本市議会議員	中村洋子
賛成者	北本市議会議員	今関公美

北本市議会議長 滝瀬光一様

建築物石綿含有建材の事前調査・除去費用の国民への周知と国民負担軽減措置を求める意見書

2021年のアスベスト関連法（大気汚染防止法・石綿障害予防規則）改正により、解体・改修時にアスベスト含有建材の事前調査が義務化され、一定規模以上の工事では事前調査結果の報告も義務化されました。国は規制の強化を打ち出していますが、調査・除去費用は建築物所有者が負担することになります。アスベストの健康被害、アスベスト関連法改正、そして調査・除去費用の施主負担については、多くの国民に認識されているとは言い難い状況にあるため、国全体の課題と捉え、国民への周知を行うべきです。

また負担額から逃れるため、無届けや違法工事が横行してしまえば、周辺住民や建設工事従事者の健康被害は計り知れません。国の補助制度として、社会資本整備総合交付金の「住宅・建築物安全ストック形成事業」がありますが、対象建材が吹付け材（レベル1）などに限定され極めて不十分です。石綿建材の多くが成形板（レベル3）であり、戸建てや小規模ビル等では使えない制度となっています。

よって、国においては、次のとおり早急に対策するよう強く求めます。

記

- 1 国は、国民に対し、アスベストの健康被害、アスベスト関連法改正内容等の周知を徹底すること。
- 2 国の「住宅・建築物安全ストック形成事業」にある「住宅・建築物アスベスト改修事業」について、レベル1建材のみならず、一般住宅で使用されているレベル3建材まで調査・除去費用の補助制度を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣